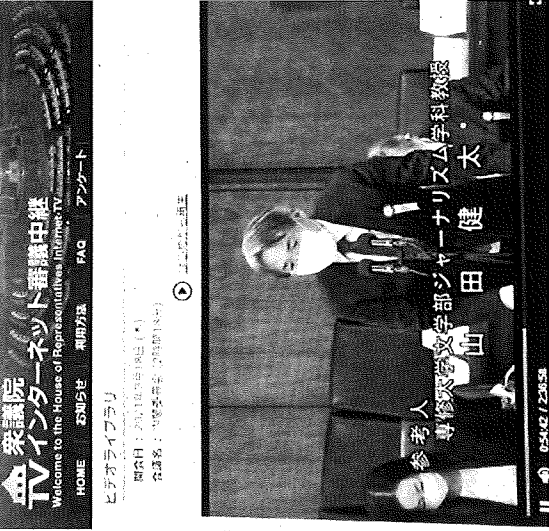


文化



3月18日の内閣委員会に参考人として意見陳述
を行なった山田健太氏(衆議院インターネットより)

開会中の国会でデジタル
関連法案の審議が続く。一
つの法案の中にいくつも法
律の改正案をまとめるとい
う方式のため、提出された
五つの法案のなかに、全部
で63本の法改正を束ねる一
括審議だ。担当する衆議院
内閣委員会では30時間弱で
採決に至ったので、単純計
算では一つの法改正あたり
30分にも満たない、超こ
ろ審議であることが分か
る。にもかかわらず、その
内容は多岐にわたり、現行
制度の抜本的な変更になる

ものもある。
法案の中身
提出された法案の名称と
基本法案「デジタル庁設置
法案」デジタル社会の形成
を促すための関係法律の整
備に関する法律案、公的給
付の支給等の迅速かつ確実
な実施のための預貯金口座
の登録等に関する法律案、
貯金者の意思に基づく個人
番号の利用による預貯金口
座の管理等に関する法律案
で、これに総務委員会での

⑤マイナンバー制度の整備
強化であることが分か
る。これまでは「デジタル
強靱化」を、2000年に
できた高度情報通信ネット
ワーク社会形成基本法(通
称「基本法」)に基づき実
施してきたが、首相の肝
りであるとともに、コロナ
禍の中での政府対応の悪さ
をデジタル化の遅れのせい
として、一気に衣替えを狙
ったものだ。
具体的には、スマート自
治体への転換の遅れが給付
金等の支給遅延を招いたと

た。市議会・県議会でも自民党
の市議、県議たちが撤回を
もとめる大騒ぎになった。
「撤回は私の(政治的生
命)の死を意味する」と本
島さんは突っ込んだ。市役
所へカマリン缶を投げた男
が押しかけ、右翼の衝動
が噴出した。全国から抗議

中管理を進めることもに
利活用をより円滑に行える
ように、経済成長の柱に
しようというわけだ。
その推進役としてデジタ
ル庁を設置し、権限をこ
に集中することにした。首
相が長を務める異例の行政
機関で、首相と内閣情報調
査室に全国民の個人情報
集約することができる仕組
みとなる。同行は、負の側
面にも配慮した監視役も兼
ねることになるという。
一方で、監視役を期待さ
れる個人情報保護委員会

5期20年の県議のおとし
長3期目、自民党党員の発
言だったことも、裏切りと
して怒りを買ったかもしれ
ない。
長崎駅にほど近い市長公
舎。天皇葬儀から8カ月た
つていたが、取材は訪問し
て5月16日の夜、長崎

徴ともいえる。
利活用拡大の歴史
個人情報保護法の一本化
も専ら、民間や政府が収集
した個人情報の、ビッグテ
ータをばしめとする利活用
のためとされている。これ
までは民間を主たる対象と
した個人情報保護法(個情
保法)と、政府・自治体対
象とした行政機関個人情報
保護法(行個保法)、そして独
立行政法人等を対象とした
三つが存在した。これを一
つにまとめるというのは、

「天皇陛下のために死ぬ
つちゆことは、しよつち
ゆつことたごすよ。だ
から、ほくにも戦争責任が
あるんす」
天皇の戦争責任はあゝ、
とぼぼほいつただけだ。
異気もある発言というけ
れ、まあ、いらい、それ

集の情報を提供させ(例え
ば、コロナ禍における人流
データ)、一方で政府収集
の情報も民間提供してく
ているが、これらは原則「匿
名化」し個人が特定できな
くなることで、個人情報
はなくなるという理屈だ。
それをさらに拡大しようと
いうことになる。
もともと日本の個人情報
の守り方は、情報を収集・
保有・利用する側を縛るも
のだ。一方で、情報の主体
である本人は政帳の外で、
当事者にもかかわらず、

山田健太さんが
トークイベント
あす、ジエノ亭那覇店
専修大学の山田健太教授
の著書「愚かな風」付摩時
代の政権とメディア(田
畑書店)の出版を記念した
トークイベントが11月15日

術(権利)を有していな
い。にもかかわらず、情報
を有する側の縛りを一貫し
て緩めてきたのが日本の法
制度であって、一方で自己
情報コントロール権も含め、
個人の権利化は進捗が
ない。その結果、西者のハ
ラスはますます開ける一
方ということになる。
第1世代の旧・行個法
(1988年)から始まっ
て、現行の個情法と行個法
のオリジナル(2003年)
である第2世代、そして
ビッグデータ活用法と呼ぶ
第3世代の改正・個情法
(2015年)と並べてみ
ても、その目的は着
実に「利活用」であり、改正
はその拡大のためだった。
今回の法改正はその完成版
であって、フルスペックの
包括個人情報利用法であ
るといえるだろう。決し
たわけではないことを確認し
ておく必要がある。

「愚かな風」付摩時
代の政権とメディア(田
畑書店)の出版を記念した
トークイベントが11月15日
午後6時から、那覇市
のジエノ亭那覇店
で開催される。山田健太
教授が講師を務める。入
場料は無料。申し込みは
098(860)7175。

術(権利)を有していな
い。にもかかわらず、情報
を有する側の縛りを一貫し
て緩めてきたのが日本の法
制度であって、一方で自己
情報コントロール権も含め、
個人の権利化は進捗が
ない。その結果、西者のハ
ラスはますます開ける一
方ということになる。
第1世代の旧・行個法
(1988年)から始まっ
て、現行の個情法と行個法
のオリジナル(2003年)
である第2世代、そして
ビッグデータ活用法と呼ぶ
第3世代の改正・個情法
(2015年)と並べてみ
ても、その目的は着
実に「利活用」であり、改正
はその拡大のためだった。
今回の法改正はその完成版
であって、フルスペックの
包括個人情報利用法であ
るといえるだろう。決し
たわけではないことを確認し
ておく必要がある。
監視社会の危険性
と同時に、政府が個人情
報を思うがままに収集・保
有・活用できるということ
は、個人情報の国家集中管
理の強化そのものであり、
監視社会化につながるの
ではないかとの疑念を呼ん
でいる。とりわけ権者情報は
個人情報保護委員会の監視

意見交換する。問い合わせ
はジエノ亭書店那覇店
098(860)7175。
◇
本連載の過去記事は「愚
かな風」「長崎からさっ
と」(いずれも田畑書店)
で読めます。

新刊紹介

任命拒否問題

術会議の委員候補の人の
管理を委託、学者らが
倉庫に閉じ込められた
の末、主任医官が

かねしろ・まい
で生まれたくは
大学で学びたい
賞作品コンクール
文学賞佳作。

あーあ、そろそろ
あんなの方が異

異色だ異色
虹色の無数の鱗が

くしろに唄つたれば
誰かを立て
息を殺して焼きた
承認欲求で汚れる
上手に上手に空気が
色が薄くただで鼻
取り残されるのこ
ほとんどは綺麗な異

透明になるよりは
置いていかれない
泳いで泳いで泳いで
でも願いつつ分
取り残されないよ
白い息に漂う色
息を合わせ形を合
左見てはことした
確かめるために右
また右を見て念の
右見て左見て

異色異色
有見て左見て

時評

山田健太

〈4月〉

鎌田慧の「忘れ得ぬ言葉」

「やられるかもしれない」珠湾攻撃47周年を前にし
(本島等)
て、長崎市議会での、だ
三つ子の誓い

5期20年の県議のおとし
長3期目、自民党党員の発
言だったことも、裏切りと
して怒りを買ったかもしれ
ない。
長崎駅にほど近い市長公
舎。天皇葬儀から8カ月た
つていたが、取材は訪問し
て5月16日の夜、長崎

「愚かな風」付摩時
代の政権とメディア(田
畑書店)の出版を記念した
トークイベントが11月15日
午後6時から、那覇市
のジエノ亭那覇店
で開催される。山田健太
教授が講師を務める。入
場料は無料。申し込みは
098(860)7175。

集の情報を提供させ(例え
ば、コロナ禍における人流
データ)、一方で政府収集
の情報も民間提供してく
ているが、これらは原則「匿
名化」し個人が特定できな
くなることで、個人情報
はなくなるという理屈だ。
それをさらに拡大しようと
いうことになる。
もともと日本の個人情報
の守り方は、情報を収集・
保有・利用する側を縛るも
のだ。一方で、情報の主体
である本人は政帳の外で、
当事者にもかかわらず、

術(権利)を有していな
い。にもかかわらず、情報
を有する側の縛りを一貫し
て緩めてきたのが日本の法
制度であって、一方で自己
情報コントロール権も含め、
個人の権利化は進捗が
ない。その結果、西者のハ
ラスはますます開ける一
方ということになる。
第1世代の旧・行個法
(1988年)から始まっ
て、現行の個情法と行個法
のオリジナル(2003年)
である第2世代、そして
ビッグデータ活用法と呼ぶ
第3世代の改正・個情法
(2015年)と並べてみ
ても、その目的は着
実に「利活用」であり、改正
はその拡大のためだった。
今回の法改正はその完成版
であって、フルスペックの
包括個人情報利用法であ
るといえるだろう。決し
たわけではないことを確認し
ておく必要がある。

術(権利)を有していな
い。にもかかわらず、情報
を有する側の縛りを一貫し
て緩めてきたのが日本の法
制度であって、一方で自己
情報コントロール権も含め、
個人の権利化は進捗が
ない。その結果、西者のハ
ラスはますます開ける一
方ということになる。
第1世代の旧・行個法
(1988年)から始まっ
て、現行の個情法と行個法
のオリジナル(2003年)
である第2世代、そして
ビッグデータ活用法と呼ぶ
第3世代の改正・個情法
(2015年)と並べてみ
ても、その目的は着
実に「利活用」であり、改正
はその拡大のためだった。
今回の法改正はその完成版
であって、フルスペックの
包括個人情報利用法であ
るといえるだろう。決し
たわけではないことを確認し
ておく必要がある。

監視社会の危険性
と同時に、政府が個人情
報を思うがままに収集・保
有・活用できるということ
は、個人情報の国家集中管
理の強化そのものであり、
監視社会化につながるの
ではないかとの疑念を呼ん
でいる。とりわけ権者情報は
個人情報保護委員会の監視

術(権利)を有していな
い。にもかかわらず、情報
を有する側の縛りを一貫し
て緩めてきたのが日本の法
制度であって、一方で自己
情報コントロール権も含め、
個人の権利化は進捗が
ない。その結果、西者のハ
ラスはますます開ける一
方ということになる。
第1世代の旧・行個法
(1988年)から始まっ
て、現行の個情法と行個法
のオリジナル(2003年)
である第2世代、そして
ビッグデータ活用法と呼ぶ
第3世代の改正・個情法
(2015年)と並べてみ
ても、その目的は着
実に「利活用」であり、改正
はその拡大のためだった。
今回の法改正はその完成版
であって、フルスペックの
包括個人情報利用法であ
るといえるだろう。決し
たわけではないことを確認し
ておく必要がある。

監視社会の危険性
と同時に、政府が個人情
報を思うがままに収集・保
有・活用できるということ
は、個人情報の国家集中管
理の強化そのものであり、
監視社会化につながるの
ではないかとの疑念を呼ん
でいる。とりわけ権者情報は
個人情報保護委員会の監視